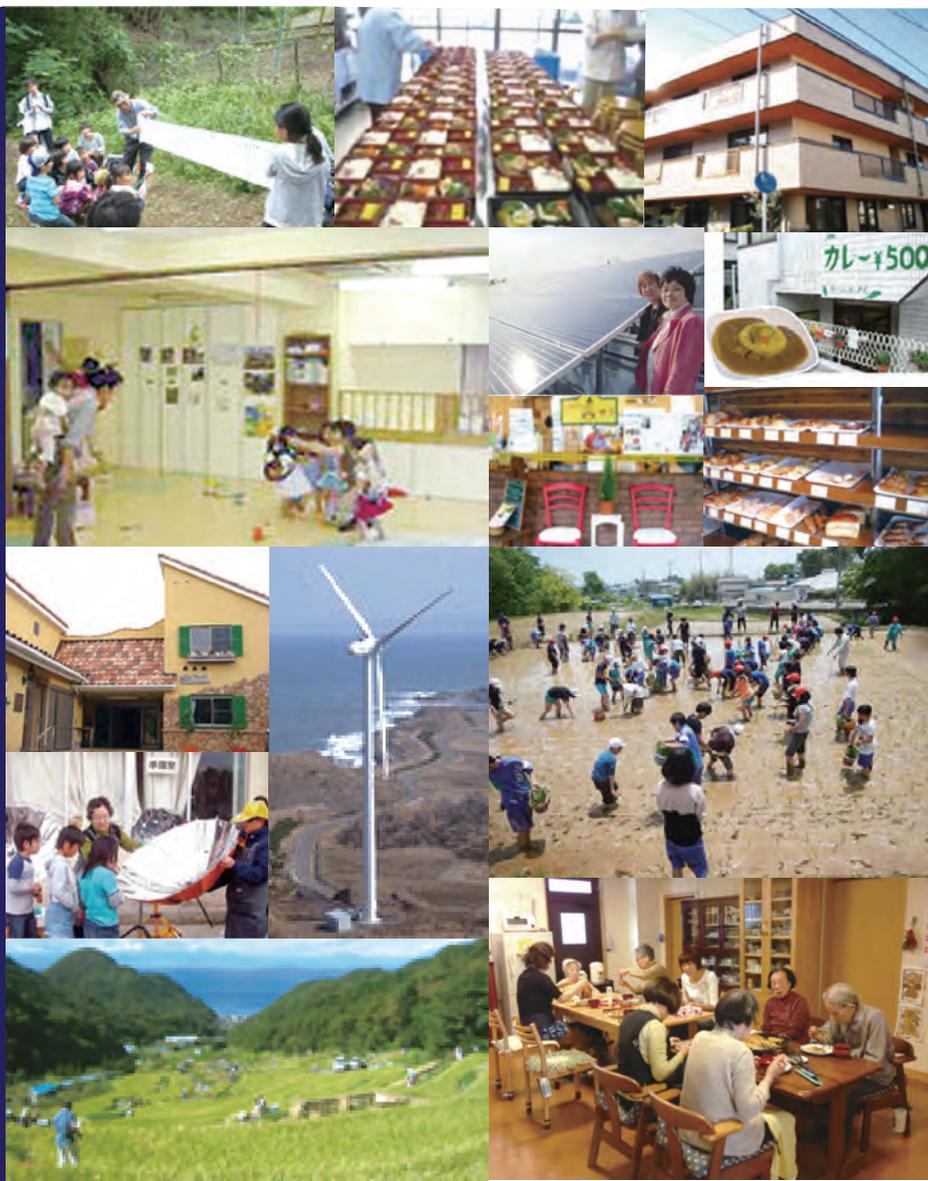


東京CPB20周年記念誌

わたしの**お金**が わたしの**地域**でまわる

市民金融
20年の
実践



東京CPB

目次

はじめに 理事長 植田泉	1
東京CPB活動年表	2
座談会「お金の地域循環〜私のお金が私の地域でまわる」	6
設立趣意書	16
東京CPBとは 私が東京CPBに出資した理由	17
志金循環の仲間たち 融資先都内分布図	18
東京CPB融資の特色	
① 市民審査委員会	
東京CPBと出会って 市民審査委員 松田剛	20
融資見解報告書	21
② ともたち融資団	
エコメッセと東京CPB「100%ともたち融資団」(特非)エコメッセ理事長 大嶽貴恵	22
ともたち融資団の小話 元理事 金岡良太郎	23
③ 志金循環ツアー	
東京CPB通信より	24
社会的投資について	
東京CPBの社会的投資を受けて (一社)生活サポート基金代表理事 久保田修三	26
法律を変えたNPOバンク	27
手をつなぐ協同組合〜これまでも、これからも〜 (企)あうん代表理事 荒川茂子	28
東京CPBを生み育ててくださったみなさん	29
東京CPB基本データ	30
東京CPB規約	32
おわりに 事務局長 坪井眞理	36

はじめに

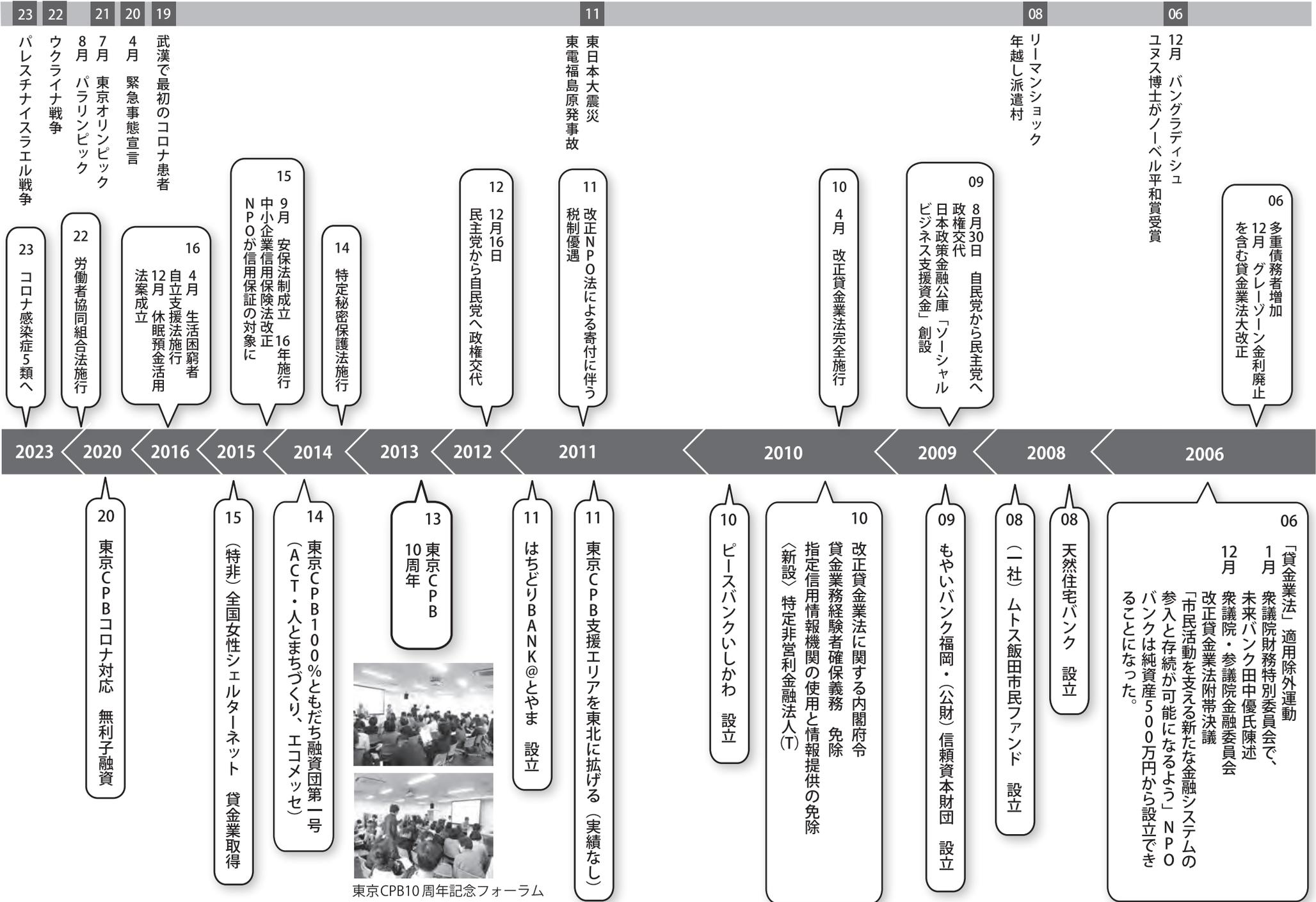
市民のお金で地域に必要な社会的事業を支援していただく、東京CPBを設立して20年あまりが過ぎました。正式名称は「東京CPB」ですが、もともとつけたかった名前は「東京」ミニコミュニティバンク」です。文字通り、「ミニコミュニティ」が力を発揮して元気になる非営利の金融を目指してきました。

この20年間で、私たちの活動に賛同して下さったのべ769名、97団体の方々が想いをもって出資して下さいました。「志金」は1億円を超えました。その出資金で116件6億円を超える投融資を行ない、まちを元気にしてきました。金融に素人の私たちが活動をこれほど大きく展開できたことは、出資者・融資先はもちろんのこと、活動の意義に賛同して協力下さった大勢の方々の応援の賜物というほかになく改めて厚くお礼申し上げます。

20年の中ではいろいろな方々との出会いがありました。「あの時融資を受けて事業を起したからこそ今がある」という団体に出会ったときほとんど毎月返済して事業を継続していく力を備えていった団体の努力に敬意を表したくなりますし、「自分のお金がどのように使われているかを知ることができた」という出資者の方に会った「志金」をきちんと役立てられてよかったですと思います。複数回融資を受けてその度に事業拡大していく団体には拍手を送りたくなり、大きな経済が動いている社会の中では東京CPBの活動は小さな力ですが、多くの方からの好意的な反応を見ると、自分たちの活動が地域を元気にするために役立っていたのだと確認でき少し胸を張ることもできるのです。

今回この記念誌を発行するにあたり、ご執筆をいただいた方々にこの場を借りてお礼申し上げます。

東京CPBは来年2025年をもって解散いたしますが、市民の力で地域を元気に動かすことは大切なことです。これからは、その時代に適した方法でこれからの担う世代の方々が地域の中で元気に活動を起こしていくことを願っています。



東京CPB10周年記念フォーラム

「お金の地域循環〜私のお金が私の地域でまわること」

2023年11月16日午後1時より 新宿区ASKビルにて

地域のさまざまな問題を解決するため活動している小事業に資金的支援をしようとする東京CPBを設立しました。会員同士のたすけあい金融、現代の頼母子講として立ち上げ、会員のべ769人の出資金1億円ほどをもとに、116件、6億円を超える投融資を実現してきました。

しかし、この20年の間にNPOセクターの資金調達の方法が増えたこと、また東京CPBのような非営利金融でも貸金業者になるしかない現在の金融制度の制約の厳しさなどから、その役割を果たしたとして2025年に解散することを決めました。

東京CPBを作ったのは一人のヒーローでも大金持ちでもありません。たくさんの人たちが少しずつのお金と、思いと、行動を持ち寄り、運営してきました。様々な立場で東京CPBに関わった方々に、この20年間の奮闘をお話しいただきました。

出席者

- 庄 妙子（理事）
- 吉田 由美子（理事）
- 石塚 芳恵（元市民審査委員）
- 植田 泉（理事長）
- 坪井 眞里（事務局長）

坪井 進行は現事務局長で、前理事長の坪井眞里です。みなさん、自己紹介をお願いします。

庄 「生活クラブ生協（以下、生活クラブ）」の職員、役員として、東京CPBの設立準備に、その前の『生活クラブ運動グループ』による21世紀型地域機能づくり構想（以下、「21構想」）の策定にも関わってきました。2020年に退職し、現在は東京CPBの理

事に専念しております（笑）。

吉田 私は、「23区南生活クラブ生協」の理事として「NPO法人コミュニティファンド・まち未来（以下、まち未来）」や東京CPB設立に関わりました。現在は3期目の品川区区議会議員ですが、お金の

しくみに一市民が関われることに魅力を感じ、いまも東京CPBで理事をしています。

石塚 私は1996年に「特定非営利活動法人アビリティクラブ板橋たすけあいワークーズあやとり（以下、ACTあやとり）」を立ち上げたメンバーの一人です。

介護保険制度施行まえの1996年から訪問介護をしてきましたが、それでは足りないというサービスを立ち上げることになり、東京CPBはまだなかったもので、お金から融資を受けて始めました。

その後、子どもの居場所を立ち上げないかと区から話がありました。が、これ以上借金できないのでメン



庄 妙子さん

バーがお金を出し合いました。2002年だったかな。まだ東京CPBは間に合っていなかったんです。その後、返済計画を立ててお金を借りて返していくのがいい、と東京CPBが立ち上がってすぐに申し込み、融資していただき助かりました。

坪井 「ACTあやとり」さんは東京CPB融資第一号です。私たちは貸しながら学んできました。ありがたかったです。

植田 二代目東京CPB理事長です。東京CPBとの関わりは説明会を聞きに行ったのが最初です。当時は何十カ所と説明会をしたのですが、地域で起業する労働者の協同組合、ワークーズ・コレクティブ（以下、ワークーズ）の人たちが事業を立ち上げる時にお金の苦労をしたことが背景にあり、お金を貸すしくみをつくる、と説明を受けました。

坪井 当時私は「多摩南生活クラブ生協」の理事長でした。金融に関する議論は難しかったです。でもさまざまな専門家の方々とともに、2003年9月に東京CPB設立総会を迎えたとき、いよいよ新しいことが始まるんだな、と感無量でした。

2000年ごろから始まった「21構想」の議論では、庄さんが専務理事として議論をけん引していく立場でした。その後の「コミュニティファンド構想」で、

市民の市民による市民のための銀行を構想したきっかけについてお話しください。

『生活クラブ運動グループによる21世紀型地域機能づくり構想』と『コミュニティファンド構想』

庄 「21構想」の方向性を「同質性組織から多様性（異質性）の領域への挑戦」としました。私はこれが肝だと思っています。

20世紀の生活クラブ及び運動グループは、同質性を基盤に様々な運動を成功させてきました。専業主婦を中心とする女性たちのグループで、年齢も近く、収入も家族構成も同じような人たちが、当時の社会状況の中で立ち現れる問題を何とか解決したいと、まず食の安全をテーマに取り上げました。それぞれが持っている力は弱く小さいので、いろいろあるけれど一つの課題に集中しよう。集中して取り組み、目的が立ったら次に行く、という形でやってきました。しかし、続けるうちにメンバーが増え年齢層も幅広くなる。専業主婦なんていなくなり、要因は多様

化し、組織のありようを変えていかなければならなくなりました。それまでの組織は情報とお金と人材を何か所に集め、その資源で支部という地域の現場で活動を展開してきましたが、個人を主体にして地域に必要な活動を行うことにしました。

生活クラブだけではなく地域の他の組織、企業や行政や政府とも必要なら連携していこう、あくまでも個人を主体に、という方針が「21構想」の核心で、組織はネットワーク型と構想しました。

それ以前から、私は外部の人たちと一緒に日本にNPOをつくらうと活動していました。生活クラブのなかにワーカーズがたくさんできて、NPO法人格を持てたらいいなあ、と研究していったんです。そして先輩のアメリカではどのようにNPOが活動しているのか学ぶために渡米しました。

まず、アメリカ社会でのNPOの占める地位と規模が大きいことに驚きました。あらゆる分野でNPOが



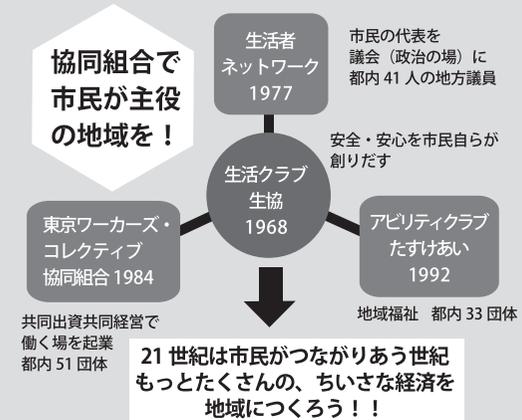
石塚 芳恵さん

活躍し、全経済の三分の一と言っていました。製造業、サービス業、大学、オーケストラもみなNPOで、それが成立するために各都市にNPOリソースセンターがあって、ヒトモノカネの資源が集まっています。集まると言ってもそこに積み上げてあるわけではなく、資源の情報を集めて受発信する役割を担っているのです。例えば、ある企業のコンピュータ専門職が、一年間その会社からお金をもらいながら

生活クラブ生協 1968
生活者ネットワーク 1977
アビリティクラブ たすけあい 1992
東京ワーカーズ・コレクティブ 協同組合 1984

東京 CPB 設立のきっかけ

生活クラブ生協運動グループによる
21世紀型地域機能づくり構想・コミュニティファンド構想



21世紀は市民がつながりあう世紀
もっとたくさんの、ちいさな経済を
地域につくらう！！

NPOに入る。一年間もあれば週一もあり、いろんな形で手伝えるようになっていました。法律を変えることについても、すぐキャッチして知らせていました。

もう一つ、私が必要だと思ったのが市民金融システムでした。銀行の機能も投資信託も市民がつくったNPOがNPOのために機能していて、日本でもリソースセンター機能と金融機能をつくらなければと帰国し、それらを「21構想」に盛り込みたいと考えました。

「21構想」では、子育て、グループカレッジ、リサイクルショップ、地域通貨を構想し、「保育園」、「CSまちデザイン」、「エコメッセ」を生み出しました。地域通貨はちよつと動いて立ち消えになりました。

将来的に「コミュニティファンド」を構想する予定でしたが、検討したのは一年後で、東京CPBの設立は二年後となります。地域事業設立のサポートを目的に、貸付のシステムを立ち上げようと設立したのでした。そういう経過でした。

坪井 1998年日本にNPO法ができますが、庄さんはその運動の中心になったグループで活動されてこられたんですね。それにしても生活クラブの構想としてまとめ、実践するには大変だったと思いま



吉田 由美子さん

すが、てこずらな
かったですか。
庄 なんでも、て
こずってきまし
よ(笑)。何十力所
で行なった説明会
そういうものが何
の場合も必要です。
とくにお金のこと

は不自信を持たれるので難しいです。でも小さい単位で議論すると、「そういうことが大事よね。もしあの時そんなしくみがあったら良かった」なんて経験が出されて、合意が広がる可能性がありますよね。

坪井 説明会は都内五十力所で開催しました。がんばりましたよね。

しかし、理念的に素晴らしいというのが日本に欲しいと思っても、アメリカのしくみを制度の違う日本で形にするには難しいことがたくさんあります。まず、どういう器にするか。

私たちがお手本にした、1998年に設立した神奈川の「女性・市民コミュニティバンク」は、信用組合設立をめざし、当初「女性・市民信用組合設立準備会」と名乗っていました。でも、信用組合設立は難しく、

べらうだ、と感動したことを覚えています。「コミュニティファンド構想」は、事業を起こしながらお金も貸すというものです。このたび東京CPBは一定の役割を終え解散しますが、いままで議論してきたことは正しかったと思っています。

設立総会するときって嵐だったよね。覚えてる？
将来を暗示しているなあと思っただけ(爆笑)。
嵐はいろいろあったよね。でも、乗り越えてきたんだよ(「ネー」「ネー」の声)。

2004年に融資をはじめましたが、4番目くらいに貸し倒れを起こしてしまいました。見抜けなかったですね。実績作りに前のめりでした。

坪井 東京CPBにとっては高い授業料になりました。石塚さんは市民審査委員としても参加してくださいました。ある借り手の方から、「東京CPBの審査って、貸したい、貸したいって雰囲気だね」と言われたことがあります(笑)。でも、何とかしてあげたいって気持ちにはなりますよね。

石塚 自分も事業をしているのでお金を融資してもらうのは嬉しい。何とかうまく回ってくればいいと思います。もちろん貸し倒れをつくってはいいけど、きちんとしているところは応援したいと思いました。

貸金業しかない、とほんとはよく議論しました。
また、地域事業の支援が目的なので「東京コミュニティパワーバンク」と名付けたのですが、当時の東京都の担当官に銀行でもないのに「バンク」は使えないといわれ、やむなく「東京CPB」とすることにしたり、障壁がいろいろありました。

吉田さんは、はじめ「コミュニティファンド構想」のもう一つのしくみ「まち未来」の理事でした。「まち未来」は起業講座や事業のアドバイスをして市民事業をたくさん生み出す。そしてその市民事業にお金を貸すのは「東京CPB」と、両輪で市民事業を活性化しようという構想でした。

市民がつくるお金のしくみ

吉田 「21構想」や「コミュニティファンド構想」を議論していた当時、グループ現代がつくった『エンデの遺言』を見ましたが、市民がお金のしくみに参加したら、官製のしくみよりうまく回っていくと知り驚きました。地域通貨とか、時間が経つと価値が減っていくお金の紹介があって、お金が社会に生かされ回っていくのが印象的でした。お金のしくみを市民がつくる、なんてことに挑戦するのは生活クラブ

坪井 東京CPBの審査は、社会的な価値判断と財務判断の二つが審査基準としてあるわけです。社会的にいい事をやろうと思っただけでも組織や経営がいい加減だと困る。主に社会的な価値を石塚さんのように事業をやっている方、議員経験者のように行政や政策に精通している方に見ていただきませう。そのほかに金融経験者にも入っていただき、主に財務的なところを見ていただきました。

私のお金を私の地域で生かす

石塚 東京CPBに
関わって一番記憶に残っているのは、お金ってちゃんと循環させないといけないってことなんです。それまでそんなに考えてなかったけど、銀行に預けた私のお金は、銀行がいいと思っただけに貸し付け



アースデーでアピール

られているわけですよ。だけど、自分の暮らす地域で必要としているところにお金がまわるのが大事とここで勉強させてもらったと思います。お金の地域循環という意味で、東京CPBがなくなるのはさびしいです。

それから、新しい事業を始めようとか、お金を借りてまで事業を始めようという人たちがいないよね。若い人たちは冒険をしたくないのかな。それを思うと怖いなって思います。

坪井 自分のお金の行き先に責任を持とう、というのが、東京CPBの問題意識としてありました。そして自分のお金は自分の暮らす地域で生かすことを実践してきました。

植田さんは東京CPB設立のころは「北東京生活クラブ生協」の理事でしたが、当時、生活クラブのなかの東京CPBをどんなふうに感じていましたか。

植田 起業の予定はなかったので利用は考えませんでした。頼もしいしくみと思ったし、自分のお金は役に立っていると思っていました。

その後、東京CPB理事長になって、今度は私が生活クラブの組合員に東京CPBの紹介をすることになり、コロナ禍前は毎年説明会を行っていました。まず「みなさん、銀行に預けた自分のお金はど

なふうに使われているかご存知ですか」と問いかけました。すると、たいいていの人は「銀行に預けているので安心」とおっしゃる。

でもそれが、戦争や環境破壊や原発などに使われる可能性もあると知り、東京CPBは地域に必要な事業のためにお金を地域の中で循環させていると知ると、一人、二人と出資をしてくださりました。やはり話していくのが大事ですね。

坪井 「CSまちデザイン」との協働で中学校で『お金の授業』をやりました。

植田 当時、中学生にお金の教育するのは画期的でした。いまは18歳で成人になるので家庭科で経済をやるみたいですが、中学生、高校生の時からお金について考えてもらいたいですね。

法政、立教、専修など大学でもお話ししましたが、地域の中でお金を循環させるのは大事だと初めて知ったとか、自分のお金がどう使われているか気にな



「お金の学校」の授業風景

るようになった、とか感想が返ってきました。

坪井 植田さんは、解散を決める時はずいぶん悩んだのではないのでしょうか。

植田 ここ何年か融資希望が減って来ていました。東京CPBの融資全体のうち生活クラブ運動グループが占める割合は20%位で多くはないんですが、ワーカーズの支援と運動グループが始める事業の支援が最優先だったので、東京CPBがなくなれば運動グループの新しい芽を育てられなくなることが心配でした。でも運動グループ各団体にアンケート調査したとき新規事業の可能性は見えなかったし、仕方がないのかなと思います。



植田 泉さん

東京CPBが設立して、この20年でNPOセクターの資金調達の見え方が整ってきました。それは東京CPBがなくても大丈夫といつかになるのでしょうか。でも公のお金が動くのがい

いのか、市民が自覚的に自分のお金を動かしながら地域を豊かにしていくのがいいのか。東京CPBの、市民が市民のお金で市民の事業を応援するしくみがなくなるのは残念だと思います。

坪井 世の中が変わったという話がありました。この20年間をざっと見てみると（詳細は2〜5ページ）東京CPBは世の中とずっと戦ってきたんです。2001年に「21構想」、2003年に東京CPB、2005年には「(一社)生活サポート基金」が生まりましたが、日本全体を見ると、1998年NPO法施行、2000年介護保険法施行。このあたりで「ACTあやとり」さんのような福祉NPOが、東京CPBのように非営利の市民金融「NPOバンク」が各地に生まれました。

バブルがはじけて以来とても不安定な社会状況で、多重債務の問題などで自殺者が3万人を超す年が14年続き、それらを背景に金融に関する大きな法律が変わってきます。そこに東京CPBと各地のNPOバンクが巻き込まれました（詳細は27ページ）。

その後社会は少しずつかわり、日本政策金融公庫をはじめとする金融機関がNPO融資を積極的にはじめ、休眠預金活用が施行され、資金もNPOなどソーシャルビジネスに流れることになりました。寄付も集まり、NPOバンクから借りなくてもいい世の中になったのでしょうか。やれることはやってき



坪井 眞里さん

私たちの経験を次世代へ

たな、と私は思っています。私たちの経験を生かして若い人たちに頑張ってもらいたいと思うのですが、若者へのメッセージを、一言ずついただけますか。

庄 東京CPBがなくなっても市民金融の機能を生活クラブが急ぎ作るべきとは思いません。銀行や信用金庫や行政が手立てをとってくれるようになったので当面はそれを活用すればいいのです。思うように活用できないなら考えたらよいと思います。だけど、起業はしなくちゃいけない。起業しないと希望がないと思っています。

とくに今は政治が機能しない。そして日本の経済やいろんな順位が世界のなかで下がっていて、子どもたちが置き去りにされていくのが心配です。国がやらないのなら地域で事業を展開する。地域事業に

ほしいと思います。

坪井 そうですね。若い人たちが自分で考えて検討する機会を作ってほしいと思います。「生活クラブ」の活動から、福祉の世界に入った石塚さん、そして市民金融に関わってきた庄さん、吉田さん、植田さん、そして私。みんな仲間を信じてここまで来ることができたなあと思います。

一歩踏み出して、実践を重ねる中でさらに地域の仲間を広げ、「21構想」を現実のものにしてきました。自分の暮らす地域に深く根をおろし実践に鍛えられた私たちは、法律を変えることにまでチャレンジしてきました。東京CPBの活動はささやかなものですが、NPOセクターの資金調達が変化したこと、ESG投資などお金が環境や社会にもたらす変化に気づく人が増えたことは嬉しいし、それを後押しする活動ができたことを誇りに思います。東京CPBの活動を通して私たち一人ひとりが市民として成長したなあと思います。

今日はみなさん、ありがとうございました。

よって人々は生きていける。恩恵も受けながら自分がその仕事に携わるといふ形を作っていけないと、子どもたちに希望を手渡すことができなくなります。いま、すごく恐ろしい状況にあるような気がしています。

それには女性です。バンクグラディシユのグラミンバンクも女性たちにお金を貸すことで未来につなげてきました。やっぱり女性が動き出すことに希望があるとと思うので、生活クラブでより多くの人が起業の担い手になるようにしてほしいです。

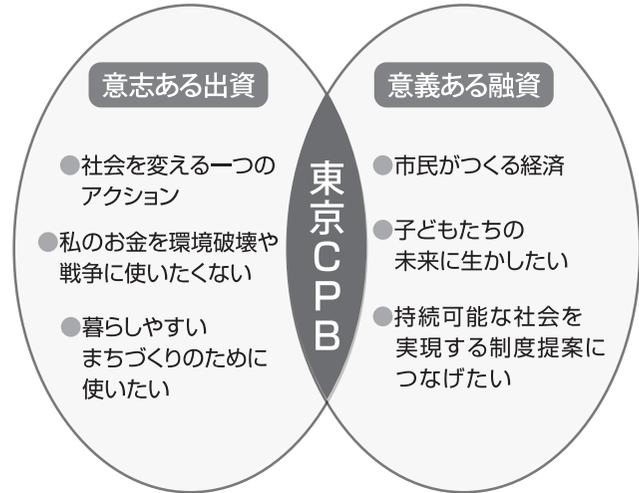
吉田 いま行政が考えていることは就労支援ですが、起業支援の方向でもお金を動かさなければいいと思っています。若者や女性の起業支援ができるかと思っています。

石塚 さっき、どうして新しいことをやらないのかしら、と言ったけど、介護保険がどんどん改悪されていくなかで、福祉に対して希望を持てる人が減ってきてるんじゃないかな。私がいま必要だなと思うのは居場所です。

植田 「21構想」を100年間ずっと同じように通すのではなく、いま見直そうとしています。30代40代の人たちにとって、先の見えないこの時代に必要なのは何だろうって、その年代の人、当事者に考えて



東京CPBとは （まちを元気にするしくみ）



しあわせな地域をつくるために

私が東京CPBに出資した理由



◆ 浅野幸子さん
一人が社会に投資できるお金は限られますが、東京CPBなら多くの志を活かしてくれと期待しています。



◆ 畔柳 聡さん
身の回りにある様々な課題、企業活動や行政だけでは行き届かない部分での活動を応援したい。そんな想いで出資しています。今後も地域に根差した活動を力強く支えていくことを願っています。



◆ 松原和子さん
東京CPBに出資するまで、預金したお金がどのように使われているのか深く考えもしませんでした。東京CPBに出資し自分のお金が頑張っている人たちの役に立っていると実感でき、ワクワクし、心が豊かになりました。お金への執着が薄れたかも。

設立趣意書

戦後の高度経済成長期からバブル経済の破綻を経て、出口の見えない不況、政治不信、将来への不安が日本を覆っています。経済優先社会は地域コミュニティを壊し、人と人とのコミュニケーションを希薄にしています。今、自らのよりどころを失い、生きることの希望の持てない私たちがなすべきは、各々が助け合い、一人ひとりの力を十分に生かすことの出来る地域社会を、自らの力で再びつくりあげることではないでしょうか。

すでに日本中のあちこちで市民による様々な活動が生まれ、地域を変えつつあります。NPO法施行後、日本で活動しているNPOの数は1万を超え、多くの行政が市民やNPO、ワーカーズコレクティブとの協働によるまちづくりを提唱するほどとなりました。

しかし、NPOをはじめとした市民事業を営む団体の置かれている現実を厳しく、とくにその財政基盤はきわめて脆弱であると言わざるを得ません。行政からの補助金や委託事業に過度に依存せざるを得ない現状は、自律した市民による市民社会の実現という目的からすると課題が残ります。また、年齢、性別などにより金融機関から融資を受けにくい現実も市民事業を営む団体の事業展開を阻んでいます。市民の自由なアイデア、センス、そして市民としての経験が生きるためには、市民による自主的な財源を作り上げる事が必要不可欠です。

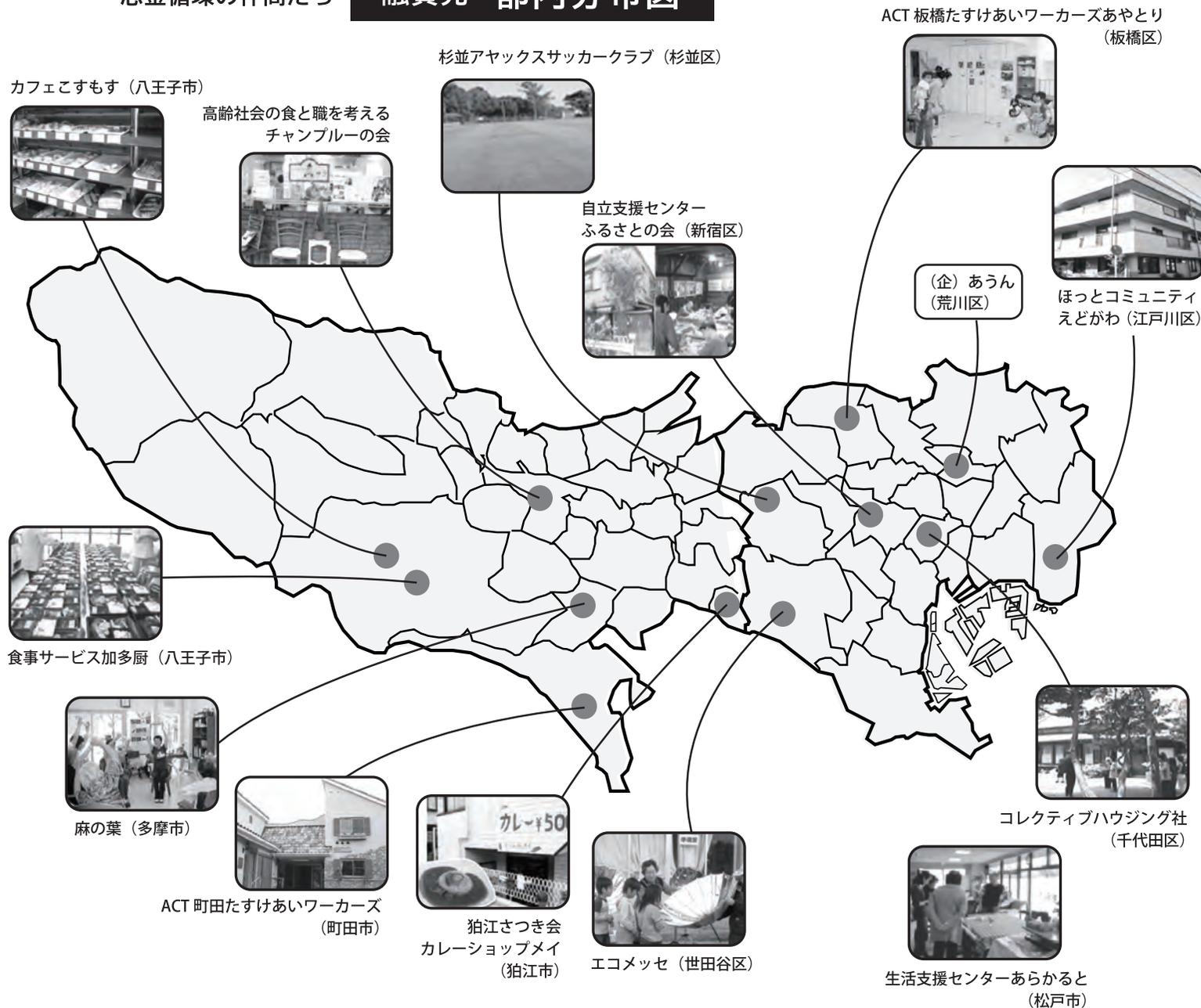
一方、私たちは将来に備えるために、銀行や郵便局に預貯金をしてはいますが、そのお金がどのように使われているのか、関与することが出来ません。公共事業、原子力発電、ODA、遺伝子組み換え作物の研究等が、私たちの預貯金を原資に行われています。この巨額の資金の一部でも地域コミュニティの形成、活性化に使う事が出来るならば、私たちの暮らしは、もっと豊かに希望に満ちたものになるに違いありません。自分のお金を自分の見るところで役立てたい、と願う市民は多いはず。東京コミュニティパワーバンクの設立は、これらを実現する試みにほかなりません。

私たちは、よその国や地域から資源や環境を奪い地域を衰退させてしまう今のお金の循環を、地域を豊かにする循環へつくり変えます。市民による市民のための資金循環のしくみとして、また地域に住む人の思いを大切に出来るしくみとして「東京コミュニティパワーバンク」を設立します。

市民自身が地域社会に貢献する事業を応援し（出資し）、かつ、それを使いこなす（融資を受ける）、このことにより地域でお金が回り始めます。私たちは、「出資する人と融資を受ける人が共同で作り上げる」、出資する人も融資をする人も「まちの作り手」として地域社会に貢献するための機能として「東京コミュニティパワーバンク」を設立します。地域が働く場となり、どの人も生き生きと暮らす新しいコミュニティが生まれ、人と人々が助けあい信じあえる豊かな社会を、市民の手で築いていきたいと思います。

2003年9月21日

融資先 都内分布図



ありがとう 志金循環の仲間たち ～東京CPBの投融资先～

- ・(特非) ACT板橋たすけあいワーカーズあやとり
- ・(特非) キッス
- ・(特非) ほっとコミュニティ えどがわ
- ・(特非) ひまわり
- ・(特非) 杉並アヤックスサッカークラブ
- ・(特非) エコメッセ
- ・(特非) 麻の葉
- ・ハッ場のいのちと共生を考える実行委員会
- ・杉並・地域エネルギー協議会
- ・(特非) コレクティブハウジング社
- ・(特非) カフェこすもす
- ・(特非) 高齢社会の食と職を考えるチャンプルーの会
- ・(特非) 環境エネルギー政策研究所
- ・神田川ネットワーク
- ・RPRODUCTION
- ・(特非) ACT町田たすけあいワーカーズ
- ・(特非) 猫江さつき会
- ・(特非) 自立支援センターふるさとの会
- ・(特非) ハートウォーミングハウス
- ・(特非) 生活支援センターあらかると
- ・(特非) 自然環境復元協会
- ・(特非) 食事サービス加多厨
- ・(特非) まちこらぼ
- ・(一社) ロッキー
- ・(一社) グリーンファンド秋田
- ・(特非) てのひら・人身売買に立ち向かう会
- ・認定(特非) NPO 会計税務専門家ネットワーク
- ・「昭和の名作住宅に暮らす」展実行委員会
- ・(社福) 悠遊
- ・(特非) 樹木・環境ネットワーク協会
- ・(特非) シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- ・(一社) J E A N
- ・(一社) 日本再生可能エネルギー協会
- ・(特非) ACT・人とまちづくり
- ・(企) あうん
- ・(一社) 福祉の会 ひなたぼっこ
- ・(一社) 全国ご当地エネルギー協会
- ・(株) フェスティナレンテ
- ・(特非) V I V I D
- ・(特非) まちぼっと
- ・(一社) GQパワー
- ・投資 (株) Z A I
- ・投資 (一社) 生活サポート基金

融資見解報告書

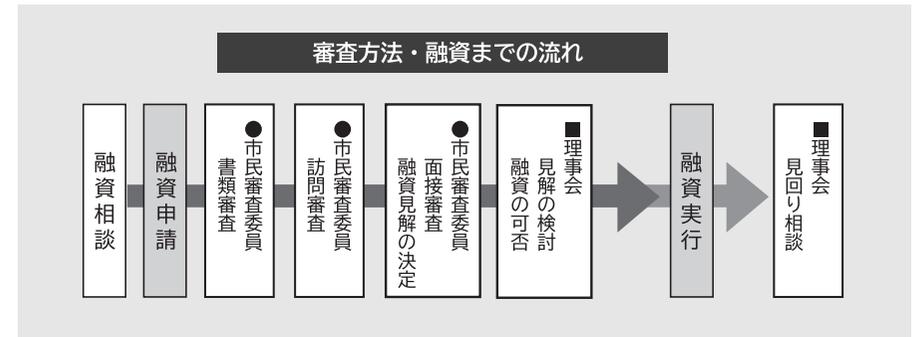
東京コミュニティパワーバンク理事会 御中

市民審査委員会 融資見解報告書

1. 団体名	
2. 住所	〒 電話
3. 事業内容	
4. 借入申請内容	①借入申請額： ②借入期間： ③借入実施希望日： ④資金使途：
5. 確認書類	①資金借入申込書 ②事業内容説明書 ③連帯保証人契約概要説明書・詳細説明書 (住民票・印鑑証明・本人確認書類・源泉徴収票・納税証明書) ④資金使途を確認するための書類(見積書等) ⑤収支計算書、貸借対照表および付属明細書3ヶ年 ⑥財産目録3ヶ年 ⑦資金繰り表(全融資期間の年別および1年目の12ヶ月の月別) ⑧そのほか借入を議決した議事録、事業計画書、定款、規約、覚書、 ニュースレター等、総会議案書、審査に必要とする書類 ⑨法人登記簿謄本(法人格のある団体) ⑩法人印鑑証明書(法人格のある団体) ⑪補助金・助成金決定通知書、その他
6. 訪問審査	●訪問日： ●訪問者： ●申請団体対応者： ●審査項目： 資金使途の物件・設備の確認 施設の立地 事務所の整理整頓・雰囲気 利用者等の評価(利用者等からの聞き取り) 会計処理方法・書類の管理状況(法令遵守等) 現金預金残高の確認
7. 市民審査委員会 (審査見解)	●開催日時： ●審査委員出席者： ●申請団体出席者： ●連帯保証人出席者： ① 目的・社会貢献性 ② 事業内容…需要・技術動向・先駆性 ③ 経営の質…責任者の資質・責任体制・情報公開・民主的運営・3ヶ年事業実績 ④ 事業計画…組織力量・財政面とのバランス・収益の多様性・顧客分析 ⑤ 資金繰り計画…収支予測の分析・自己資本比率・借入状況 ⑥ 地域コミュニティとの信頼関係 ⑦ 連帯保証人…面談結果・所得金額・住居
8. 審査結果	融資金額： 融資時期： 融資期間： 貸付金利： 返済方法：
9. 審査付帯事項	

東京CPB融資の特色① 市民審査委員会

融資審査をするのは、地域福祉、弁当やパンなどの製造業、編集者、まちづくりなど多彩な活動に携わる市民たちと金融経験のある専門家による市民審査委員会だ。書類審査、現地訪問、面談を経て融資の可否を理事会に報告し、最終決定は理事会が行った。左頁が理事会に提出する「融資見解報告書」審査基準や審査項目を一から一緒につくった、松田剛さんに寄稿していただいた。



東京CPBと出会って

市民審査委員 松田 剛

2003年の設立前から、審査項目の作成、審査基準の策定など多くのことを一緒にさせていただきました。

20代だった私は、現在40代。まだ生まれていなかった娘たちは高校三年と中学三年になりました。当時はESGやSDGsなどの言葉もなく、協働、市民の力、志金循環などが語られていた時期だったと思います。

金融機関が貸し出すことができなかつた分野に参入する、貸金業の取得や金融商品取引法の制定や改定など多くのハードルを乗り越えてこられた東京CPBだと思います。

現在は、クラウドファンディングの台頭、民間金融機関のすそ野拡大など新たな資金調達手法が多様化しております。このたびの英断は立派なことだと思います。一時代を築いた事業が芽を出し、花が咲き、後世に種を残して席を譲っていく、正しい循環なんだと思います。

6億円以上の資金が循環したことは本当にすばらしいことだと思います。東京CPBの事業自体は胸を張って語られるべきですし、この市民金融に支えられた方々は融資額以上に多くいらつしやうなと思います。

一旦幕を閉じられることですが、残りの回収をしつかり行い、市民の方々に恩返ししていただければと思います。

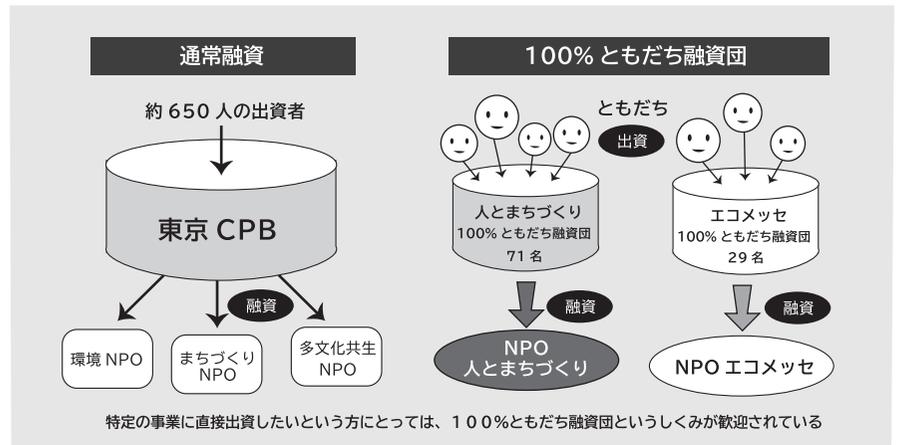
東京CPBに少しでも関わることができ、多くの方々にお会いし学ばせていただき、刺激をいただきました。東京CPBのベースを作ってくださった方々、成長させてくださった方々、ボランティアで支えてくださった方々、そして何よりもご出資くださった皆様方に感謝いたします。

機会があれば、また笑顔でお会いできればと思います。

東京CPB融資の特色② ともだち融資団

東京 CPB 本体の出資金とは別に、特定事業を推進するために出資金を募り融資するのが「ともだち融資団」というしくみだ。出資者＝ともだちの出資金は完済前に引き上げることにはできないため、金利は通常より低く設定された。団体には負担が軽く、東京 CPB にはリスクが少なく、出資者は地域を変える当事者として関わることができる「お金の地域循環～私のお金が私の地域でまわること」を実感できる究極のしくみ。融資金額すべてをともだちが出資する「100%ともだち融資団」と、出資金を4人以上のともだちが出資する「ともだち融資団」の2種類があった。

活用した（特非）エコメッセの大嶽貴恵さんと発案者の金岡良太郎さんに寄稿していただいた。



ともだち融資団の小話

元理事 金岡良太郎

社会的・人道的・環境問題解決的・倫理的を歌い上げ、小規模金融・人肌銀行・地域再生循環を実現すべく創設した東京CPBが見届けた20年間は、ともだち融資団をど真ん中に据えて発展してきた実感があります。そこで、ともだち融資団を語る言葉・紹介節を集めてみました。

- 1 出資型クラウドファンディング：一般的クラウドファンディングは寄付型
- 2 ピアレビュー型独立ファンド：「この指とまれ」的な個別案件金融
- 3 アクティヴィスト型出資者：モノ言う出資者として個別案件に経営参画
- 4 近隣住民参加型自治：出資者は個別案件事業の支持者であり応援団
- 5 未来志向・成長株：初期的融資から始まり将来のスタートアップ資本形成
- 6 個別案件リスク管理：リスク案件であっても個別デフォルト財務処理

エコメッセと東京CPB「100%ともだち融資団」

(特非)エコメッセ理事長 大嶽貴恵

エコメッセは、設立当初から新たな店舗をつくるたびに個人からの借り入れである疑似私募債(エコ債)により資金の調達をしてきました。しかし、個人からの借入が増え続けエコ債での資金調達は限界で、理事会では資金調達の議論を重ねていました。

2014年に東京CPB「100%ともだち融資団」の仕組みができたことを今でも鮮明に覚えています。直営店中野店の開設には、グレーと言われたエコ債のかわりに東京CPB「100%ともだち融資団」第一号として資金調達をすることにしました。事務手続き等は金融機関(東京CPB)が担い、連帯保証人は不要、低利であり、エコメッセの課題が全て解決できる仕組みでした。

エコ債募集の時と同様にエコメッセの店舗を応援したいというおおぜいの個人が「100%ともだち融資団」へ出資してくれました。その後、小金井店、高円寺店も「100%ともだち融資団」で開設できました。エコメッセ市民発電所2号機(安心ケアセンター・悠遊えこた)を設置する際も活用させていただきました。現在2号機は順調に発電し、災害時は施設が電源を確保することができます。

東京CPB「100%ともだち融資団」とエコメッセは、人間関係、信頼関係の場を創り、コミュニティ経済を実践してきました。東京CPBが率先してきた市場経済への問いかけがここで節目(解散)を迎えますが、社会ハイパクトを与えてきたことに感謝申し上げます。

このような夢・機転・革新を掲げて発展してきた東京CPBのともだち融資団の歴史的系譜・前例も紹介します。

- 1 金融機関のリスク限定：全体の預金者・出資者の潜在的負債ではない
- 2 金融機関のリスク分散：独立案件分別することでリスク軽量化に貢献
- 3 投資案件の経営刷新：投資案件が破綻しそうな時、出資者が経営代替
- 4 地域地縁型の事業継承：跡継ぎなき場合の経営継承を近隣出資者が代行
- 5 大半の家族経営事業体：経営者が執務できなくなった場合の同族経営継承
- 6 マイクロクレディット：母系金融資本主義の歴史が紐解く問題解決

少々小話が重装的になつてきました。最後に小話で締めくくります。

- 1 誰でも始められるともだち融資団
- 2 自分銀行・自分ファンド・自分融資団：一人称の地域金融
- 3 家族・友達・愛好会・協同体で歩んできた本当の貨幣の物語

出資者の思いのこもった出資金＝志金が、実際にどのように活用されたか確かめる見学会を、志金循環ツアーと呼んだ。団体のミッションの実現を自分の目で確かめる、出資者にとって最も説得力のある評価といえる。参加できなかった出資者にも共有するために、ツアー報告は東京CPB通信に掲載した。

2015年11月21日訪問
(特非) 杉並アヤックス サッカークラブ

アヤックスは、2002年からサッカーグラウンド等の芝生のメンテナンスを自治体・企業等から請け負い、事業を広げました。このたびは、ヨーロッパで主流となっている天然芝と人工芝の良さを掛け合わせた「ハイブリッド芝」の導入のため機材購入が必要となり、融資を行いました。

秋晴れのこの日、10年間受託している杉並区井草公園サッカーグラウンドで、ハイブリッド芝の施工事例を見せていただきました。みんな芝に顔を付けるようにして、「天然芝」と「ハイブリッド芝」の違いを観察し、W杯予選から諸外国の芝事情まで、経験



豊かな杉澤理事長の興味深いお話を聞きました。アヤックスの事業は北海道から九州にまで広がっており、遠隔地での日常メンテナンスのために地域との連携を大切にしていること、またサッカーグラウンドだけでなく学校や公園の芝生化にも事業が広がっていることなど、今後に向けた展望も伺いました。「これから芝生を見たら「これは何芝かな?」と気になっ てしまいです。」

(特非) エコメッセ

中野区新井薬師商店街の「エコメッセ中野店」を訪ねました。エコメッセ初の「理事会直営店」開店準備のための融資を行いました。エコメッセは、不要になった衣類・食器・雑貨等を寄付してもらい、売り上げを環境活動に活かすことをミッションにしています。都

内に14店舗あり、売り上げの一部で太陽光パネルの設置、植樹、水資源の保全などに取り組み、東京CPBと同じく生活クラブ運動グループとしてほぼ同時期に誕生し、共に活動してきた仲間でもあります。商店会会長さんのお店で昼食をいただきながら、開店1周年をむかえた中野店の現状を重田副理事長に伺



エコメッセのソーラークッカーたち

いました。戦略的に開店した理事会直営店として、地域の個人や団体との連携に努め、また生きづらさを抱える人の社会参加の一歩となる場所にする試みを始められています。お店で買い物を楽しみ、私たちの「志金」が地域で豊かに活かされていることを確かめ、「志金循環ツアー」を終えました。

「地域でつながる拠点として」

2017年11月6日訪問
胡桃堂喫茶店

胡桃堂喫茶店は、(株)フエスティナレンテが西国分寺のクルミドコーヒーに続く2号店として昨年3月に開設したカフェで、融資6か月後の見回り相談も兼ねて会員13人で伺いました。中央線国分寺駅から徒歩5分、昭和レトロな洗い外観、一見しただけではカフェとは思えないようなたたずまいです。



1階には、テイクアウトができるカウンターと、選りすぐりの古本と自社出版新本を扱う書店部分、10人が座れる大

テーブルがあります。客席の主要部分は2階です。そこはヨーロッパ風クラシカルな椅子や家具が並ぶ落ち着いた雰囲気。丁寧な手作りメニューに並ぶのは、各種の珈琲・紅茶のほか、日本茶や和テイストなスイーツ、ご飯・汁物中心のランチなど。下の書店から好きな本を選んで読むこともOK。ゆっくり過ごす方が多いようにみえました。

代表の影山知明さんから、事業実績の経過と今後に向けての考え等を伺いました。1号店開始時より早いペースで安定的な収益になっていて事業は順調に伸びていること、メニューの入れ替えと価格の調整を行なって若い人にもより利用しやすい店にしたいとのことです。返済もきちんと行

われています。参加者が感心したのは、喫茶事業の他に地域のつながりを深めるための様々な活動です。特に月数回日曜朝に開かれている「朝モヤ」。その日のテーマについて自分や他人の声に耳を傾け話し合う哲学カフェ「朝モヤ」は忙しい日常に流されない大切なひとときに思えました。

地域通貨「ぶんじ」は2012年から国分寺市内で流通している名刺大のカードで自分が使う時に相手へのメッセージを書いて渡すのが特徴です。次々ながって、いろいろな人のメッセージが書かれてまた巡ってくる「ぶんじ」はお金としての役割だけでなく、相手を考えるツールでもあります。

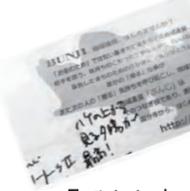
その他にもいろいろなイベントがあり、喫茶店でありつつ地域のつながりの拠点としての役割を果たしているお店でした。



階段脇の書店部分



今年も待ち遠しいな。水あんず



「ぶんじ」

法律を変えた NPO バンク

東京 CPB のような NPO バンクは、仲間同士のたすけあい金融で営利目的ではないのに、サラ金やリース会社と同様に貸金業登録をしなければならないのが現状だ。

貸金業法改正や出資の規制強化で活動継続が危ぶまれたが、NPO バンクの仲間たちと専門家が連携し、フォーラム開催や粘り強い交渉を行った結果、下記の適用除外を勝ち取ることができた。

まだ課題は残るものの、NPO バンクが「特定非営利金融法人 (T)」として貸金業法に位置づけられたことは大きな成果である。

出資をめぐる法規制～金融商品取引法～からの適用除外

2004 年 12 月、証券取引法改正（のちに金融商品取引法）で NPO バンクへの出資が有価証券として規制強化されるとの指摘があり、2005 年 1 月に全国 NPO バンク連絡会（以下、バンク連）を結成し、一律規制からの適用除外を求めた。

2005 年、出資額を超える金銭の支払いを行わない、解散時の残余財産の分配は出資額を上限とすることとし、金融商品取引法の適用除外となった。

融資をめぐる法規制～改正貸金業法～からの適用除外

自殺者急増の大きな原因である多重債務問題を解決するため、貸金業法が改正されることになった。純資産要件引き上げ、指定信用情報機関への強制加入などが NPO バンクの阻害要因となり、大々的な適用除外運動を展開した。

2006 年、バングラディッシュの貧困層自立支援のため、マイクロクレジット（無担保少額融資）を行うグラミン銀行創設者ユヌス博士のノーベル平和賞受賞が追い風になり、国会で「市民活動を支える新たな金融システムの参入と存続が可能になるよう」との付帯決議がなされ、NPO バンクは純資産 500 万円から設立できることになった。

指定信用情報機関強制加入については、信用情報の使用・提供義務の免除を勝ち取り、貸金業法に特定非営利金融法人 (T) として NPO バンクが位置付けられた。

「貸金業法の特定非営利金融法人 (T) の要件」

- 1) 営利を目的としない法人であること。
- 2) 純資産額が 500 万円以上であること。
- 3) 特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする
 - イ 剰余金の分配及び出資の払戻し（当該払戻しの額が出資の額を超えるものに限る）を行わないこと。
 - ロ 解散時の残余財産を特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。

社会的投資について

出資者の志金を有効に活かすため、食生活の提案を行う(株) ZAI と生活困窮者への生活資金貸付を行う（一社）生活サポート基金の 2 団体に社会的投資として出資した。

東京 CPB の社会的投資を受けて

一般社団法人 生活サポート基金
代表理事・理事長 久保田修三

一般社団法人生活サポート基金（以下、サポート基金）は、経済的に困窮している社会的弱者といわれる方々に対して生活再生のための助言とともに低利の生活資金貸付を行い、暮らしの安心を取り戻せるよう活動しています。

東京 CPB からは、2008 年と 2012 年に社会的投資として計 2000 万円を出資していただいておりますが、これはずっと 2000 万円だったわけではないことをお伝えしたいと思います。

サポート基金の現在のファンドは 3 億 4270 万円。東京 CPB の 2000 万円はファンド全体の 5.83% になります。2023 年 10 月までの生活困窮世帯向けの融資累計は 20 億 3619 万円ですが、それに 5.83% を掛けた分の融資が東京 CPB の出資で実践できたことになり、1 億 1883 万円分の生活困窮世帯向け融資ができたことになります。

ですから、東京 CPB が 20 年間に投融资した金額は、決して 6 億レベルではなくさらに上の数字になるかと思えます。

サポート基金は多くの方の出資金と意思を背負っていますので、厳しい目で貸し付けをしていて、受託している東京都の制度を含めて貸付できる人は 1 割に満たないです。ということは 9 割以上の方にはごめんなさいというしかないんです。

でも抱えている債務を小さくする債務整理や、生活を回すための最大限の提案を積み重ねてきました。それで救われた方がたくさんいます。

東京 CPB の出資金でそういう活動ができましたので、今回閉じることは本当に残念に思います。貸金業法の改正で、NPO バンクの特例と同時に生活困窮者向け貸付ができるようになりました。でもあまり広がってなくてサポート基金のほかグリーンコープ、信用生協、生活クラブ千葉、みやぎ生協でなんとか困窮者向け相談貸付を行っています。

我々の課題も大きいですが、東京 CPB のみなさんがやってきた苦勞を何とか次の時代に生かせるよう引き続き努力したいと思います。

東京CPBを生み、育ててくださったみなさん 二十年間、ありがとうございました。

(肩書・敬称略)

- 出資者 のべ769名、97団体の皆さん
- 『生活クラブ運動グループによる21世紀型地域機能づくり構想』PJの皆さん
生活クラブ生活協同組合・東京、東京・生活者ネットワーク
(特非) アビリティクラブたすけあい、東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合
- コミュニティファンド設立準備会メンバーの皆さん
樋口蓉子、中村映子、三上政子、松澤邦栄、辻利夫、金岡良太郎、岸本幸子、浅野幸子、奥田雅子、加瀬よりえ、坪井真里、庄妙子、村上彰一、山本江理
- 学識経験者の皆さん
金子郁容、柴田武男、藤井良広、小関隆志
- 全国NPOバンク連絡会の皆さん
田中優、向田映子、加藤俊也、多賀俊二、土谷和之、水谷衣里、北村美恵子、大毅、木下万暁、山口郁子、上原優子、内野恵美、粟野晴子、各地のNPOバンクに関わる皆さん
- 歴代市民審査委員
林洋一、森下典子、山本道子、桜木幸子、加藤昌雄、松田剛、吉田達、池田勝利、柚山明人、石塚芳恵、原正子、竹川伊都子、酒井真一、大藪寿里、大谷和子、市橋綾子、浅川悦子、黒澤桃枝、羽場真美、宮下健二、相原光子、岡本京子、豊泉惣子
- 歴代役員
坪井真里、庄妙子、三上政子、松澤邦栄、金岡良太郎、林泰義、小山美香、野方規子、丹野章子、遠藤寿子、唯根ひで子、伊藤禮子、吉田由美子、保坂弘子、城戸和子、稲葉亨江、佐々木貴子、植田泉、浅野幸子、田中のり子、菊地靖枝、倉田禎子、池口葉子、小柳智恵、土田さち子、正木実穂、金子かほる、加瀬和美、角能、菊地成子、小西美香
- 歴代事務局
山本江理、遠藤寿子、奥田裕之、土井彩

手をつなぐ協同組合 ～これまでも、これからも～

企業組合あうん 代表理事 荒川茂子

東京CPBが解散すると聞いて、様々な思いが湧いてきます。あうんとCPBは設立もほぼ同じ時期ということ、同時代を生きてきたなあと思えます。あうんは生活クラブグループの一員ではありませんが、この20年の間、密接な関係を持ってきました。

最初に出会ったのは、あうんの立ち上げまもないころ、草の根市民基金ぐらんからの助成を受けて、軽トラックを購入しました。当時のプレゼンで仕事の様子を寸劇で発表したのは今でも笑い種になっています。何しろ土方仕事をしてきたおじさん達が、舞台上立つのですから大騒ぎ。浴るおじさん達に隣の公園で、景気づけにワンカップを一本つつ飲ませて、「さあ、行こう！」と出発したのが思い出されます。その時会場で「あうんさん。次は融資ですよ」と言われ、「あーそうか。私たちは事業体なんだと改めて認識しました。2015年にリサイクルショップの改装をするにあたり、CPBからの融資を受けたのが最初です。その後、地域の中の食堂事業を開始するために、2019年2回目の融資を受けました。そしてその間、2017年からは生活クラブ東京と片付け事業についての事業連携を開始し、現在に至っています。現在あうんは27名のメンバーを抱え事業運営をしていますが、時代の変化の中でこれまで通りにはい

かない困難を抱えています。たとえば、あうんは社会のすきま産業に目をつけて、便利屋とリサイクルショップを運営してきましたが、現在はどちらも大手企業が乗り出してきている現実があります。又、メルカリ等ネットによる個人売買がどんどん広がっている現実を前に、今後のリサイクルショップ運営をどうすればいいのか苦闘中です。一方、世界に目を転じると、ウクライナやパレスチナを始めとしてますます分断が広まり、一方で市民運動は衰退している現実があります。

私は、あうんを存続していくことが今の社会に一石を投じることになればいいと、この20年あまりやってきました。この困難な時代に私たちができることは、同じ志を持った協同組合事業体が、手をつなぎあうことではないかと思うのです。東京CPBは、その役割を終え解散ということになりましたが、新たな事業連携の形をつくりあげていくこと、そしてその協同組合事業を生活クラブと手を取り合いながら、前進させていくことを強く思っています。



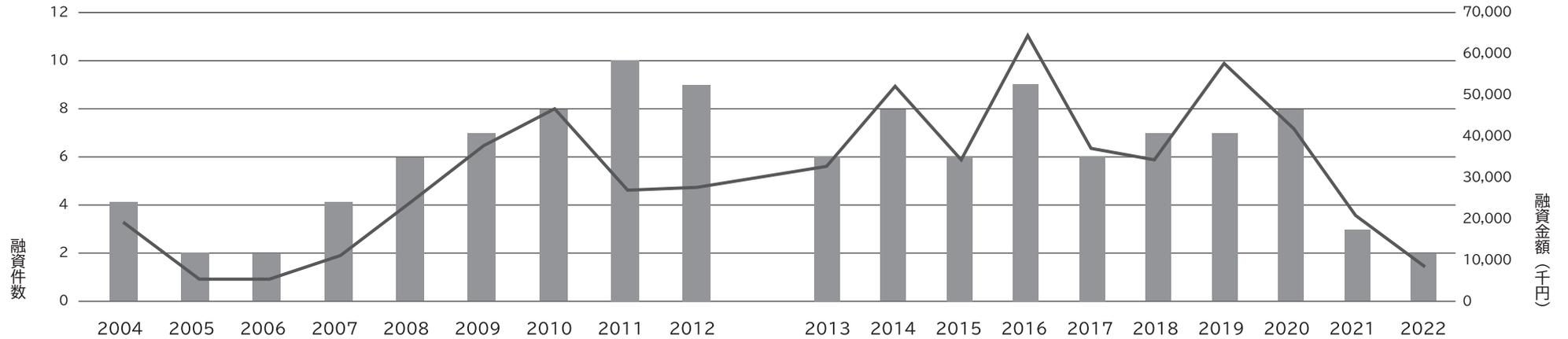
「どっこい食堂」の前にて
荒川さん（前列左から2人目）

東京 CPB 実績 2004～2022

融資総額 114 件 5 億 8160 万円

社会的投資 2 件 2300 万円

融資金額：折れ線グラフ 件数：棒グラフ



東京 CPB のしくみ

<組織>
任意組合（理事会・市民審査委員会）

理事長 植田 泉

<資格>

貸金業者 東京都知事（T7）第 28264（2023 年 6 月まで）

貸金業務取扱主任者 坪井真里

<出資>

1 口 5 万円

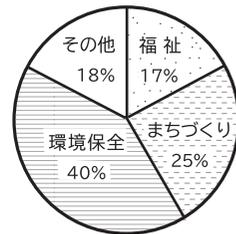
個人 1 口以上 団体 3 口以上（出資・脱退の自由）

<融資>

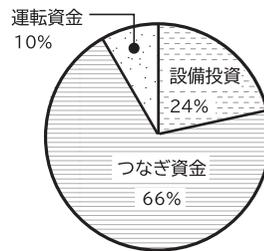
出資金の 10 倍まで 会員同士の助け合いのしくみ

（つなぎ融資は出資金の 30 倍まで）上限 1 千万円

分野別内訳（114 件）



融資別内訳（114 件）



東京 CPB 融資のしくみ

<対象> 東京周辺の小規模事業者、NPO、ワーカーズ・コレクティブなど

<資金使途> 設備資金、つなぎ資金、運転資金など

<金利> 2019年10月改定
通常 1.0%、つなぎ 0.8%、ともだち融資団 0.8%
100%ともだち融資団 0.5%

<返済期間> 最長 5 年（つなぎは 1 年以内）

<保証・担保> 無担保、連帯保証人 2 名以上

<手数料> 申請手数料、審査料（200 万円超の場合）

<審査> 市民・専門家による市民審査委員会

審査基準 ●社会的使命 ●財務能力 ●民主的運営組織

●地域のネットワーク力 ●情報公開 など

東京CPB 規約

第2章 会員

第1章 総則	第5章 融資
第2章 会員	第6章 経理
第3章 役員	第7章 解散
第4章 総会及び理事会	第8章 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、いきいきとした市民社会の創造の主体である市民事業の支援をするため、個人や団体からの出資を原資とした地域内資金循環のしくみをつくり、新しい市民社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、東京CPBと称する。

(事業)

第3条 東京CPBは、次の事業及び活動を行なう。

- (1) 会員から前条の目的を達成するために必要な出資を受け入れること
- (2) 会員に前条の目的を達成するために必要な資金を貸し付けること
- (3) 啓発・広報及び情報提供を行なうこと
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な調査研究を行なうこと

(事務所の所在地)

第4条 東京CPBは事務所を東京都に置く

(規則及び細則)

第5条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定める。

(会員の資格)

第6条 次に掲げるものは、東京CPBの会員となることができる。

- (1) 法人その他の団体
- (2) 18歳以上の個人
- (3) 18歳未満の個人、ただし後見人の同意が必要(加入の申し込み)

第7条 会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した細則に定める様式による加入申込書を東京CPBに差し出し、その承諾を得なければならぬ。

- (1) 引き受けようとする出資の口数並びに種類
- (2) 氏名又は名称又は商号並びに代表者氏名
- (3) 住所又は事業所の所在地
- (4) 生年月日

2 会員になろうとする者が法人及び人格なき団体である場合には、前項の加入申込書に定款又は規約等並びに役員の名及び住所等を記載した書面を添付しなくてはならない。

3 加入申し込みの諾否は理事会において決する。

4 加入の申し込みをした者は、その加入につき東京CPBの承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込みを本会が確認した時点で会員となる。

5 東京CPBは、会員となったものについて会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(出資の金額及びその払込の方法)

第8条 出資一口の金額は金50,000円とし、原則として全額払込みとする。

2 特に東京CPBの了解を得た場合は、10,000円単位の分割払込みとすることができる。

は手形債務の履行を怠り、期限後6月以内にその義務を履行しないとき。

(2) 法令もしくはこの規約に違反し、東京CPBの事業を妨げ又は東京CPBの信用を失わせる行為をしたとき。

(出資口数の減少)

第15条 会員は、原則とし事業年度の終わりにおいて出資口数を減少させることができる。

2 出資口数を減少させるときは、その旨記載した書面をもってしなくてはならない。

(持分の払戻し)

第16条 会員は、第12条又は第13条の第1号から第4号、第14条までの規定により脱退したときは、その持分の払い戻しを請求することができる。

2 前項の規定による払戻しの額は原則として脱退した事業年度の終わりにおけるこの会の財産によつて定める。

(使用料及手数料)

第17条 東京CPBは、使用料又は手数料を徴することができる。

第3章 役員

(役員の定数及び選挙)

第18条 東京CPBの役員は、理事7人以上15人以内とし、監事1人以上2人以内とする。

2 役員は総会において選挙する。

3 役員は、無記名投票によつて行なう。

(理事長・副理事長)

第19条 この会に理事長、副理事長を置く。副理事長は3人以内とする。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

(出資の種類)

第9条 出資は「通常出資」と「ともだち融資団への出資」の2種に分ける。

2 規則に定めるものその他、この規約の出資に関する全規定をともだち融資団への出資へ準用する。

(サポート会費)

第10条 会員は、出資金の他に運営サポート年会費として一口千円・一口以上を納入することができる。

(記載事項変更の届け出)

第11条 第7条に掲げる事項に変更を生じたときは、会員は、遅延なく本会に届出をしなければならぬ。

(自由脱退)

第12条 会員は、あらかじめ東京CPBに通知した上で、原則として事業年度の終わりにおいて東京CPBを脱退することができる。

2 前項の通知は、その旨を記載した書面をもってしなくてはならない。

(その他の脱退)

第13条 会員は次の事由によつて脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の喪失
- (5) 5年以上にわたり、東京CPB事務局からの郵便物が届かないなど通信不通であった場合など、かつ、総会の承認を得た場合(除名)

第14条 会員が次の各号の1つに該当するときは、総会の議決によつて除名することができる。この場合においては、この総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなくてはならない。

- (1) 東京CPB貸付金の弁済、東京CPB貸付金の利子の支払又は

(役員任期)

- 第20条 役員任期は2年とする。
- 前項の規定に関わらず、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 任期満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により第18条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行なう。

第4章 総会及び理事会

(総会の構成)

第21条 総会は会員をもって構成する。

(総会の招集)

第22条 この会の通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

2 臨時総会は、必要があるときは、いつでも招集することができる。

3 総会は理事長が招集する。

(総会の招集手続)

第23条 総会の招集は、会日の10日前までに、各会員に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を発しなければならぬ。

(総会の議事)

第24条 総会においては、前条の規定により予め通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。

2 総会の議事は、会員の10分の1以上が出席し、出席者の過半数で決するものとし、可決同数のときは、議長が決する。

(総会の議決事項)

第25条 この規約に特別の定めのあるもののほか、総会は以下の事項について議決する。

- 前項の規定により出資口数を減少させる場合には、各会員の出資口数に応じて同一の割合で出資口数を減少させる。
- 規約で定めるもののほか、融資の制度及び基準については規則で定める。
- 貸付利息
- 貸付金には、その残元本に対し利息を付するものとし、その率は実質73%以下とする。
- 遅延損害金
- 契約で定めた最終期限を超過した残元本及び期限の利益を喪失した残元本に対して、遅延損害金を付するものとする。
- 遅延損害金は年率73%の範囲内で定める。

第5章 融資

(貸付)

第32条 東京CPBはこの会の目的を實現するため、会員に対し融資を行なう。

2 規約で定めるもののほか、融資の制度及び基準については規則で定める。

(貸付利息)

第33条 貸付金には、その残元本に対し利息を付するものとし、その率は実質73%以下とする。

(遅延損害金)

第34条 契約で定めた最終期限を超過した残元本及び期限の利益を喪失した残元本に対して、遅延損害金を付するものとする。

2 遅延損害金は年率73%の範囲内で定める。

第6章 経理

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(剰余金処分)

第36条 剰余金は、特別積立金及び次期繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において議決したときは、その他の積立金を積み立てることができる。

(損失の処理)

第37条 損失の補填は、特別積立金、第36条但し書きの規定によつて積み立てた積立金の順序に従つて行なう。ただし、ともだち融資団における損失の補填方法は規則で定める。

2 前項の規定によつても損失の補填に不足する場合には、総会の議決により、出資口数を減少させるか、又は欠損金を翌年に繰り越すことができる。

(1) 規約の改正

- 毎事業年度の予算及び事業計画の設定
- 出資一口の金額の減少
- 決算関係書類の承認
- 役員関係書類の承認
- 役員選任及び解任
- その他運営に関わる重要な事項

(総会の議決権)

第26条 会員は、その出資口数の多少に関わらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(議決権の代理行使)

第27条 会員は、第23条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、代理人は会員に限る。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会招集の手続)

第29条 理事長は、理事長が招集する。

2 理事長及び理事長代行者がともに事故があるときは、他の理事が招集することができる。

(理事会の議決事項)

第30条 この規約に特別の定めがあるもののほか理事会は以下の事項について議決する。

- この会の財産及び業務執行に関する重要な事項
- 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 第14条に規定する除名を総会にかけることの承認
- この会の財産及び業務執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(理事会の定数)

第31条 理事会は、過半数の理事の出席において有効となる。

2 議決は、出席理事の過半数をもって決する。

- 前項の規定により出資口数を減少させる場合には、各会員の出資口数に応じて同一の割合で出資口数を減少させる。
- 財産の分配
- この団体の解散に際しては、解散の議決に先んじて、第16条の規定による持分の払戻し(正会員が出資額を上限として、出資額に応じて案分して行う。)を行う。解散後の残余財産については、解散総会の議決により、特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とする団体又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第7章 解散

(解散)

第39条 この会は次の事由によつて解散する。

- 総会の議決
- 破産

第8章 付則

(施行期日)

- 第40条 この規約は2003年9月21日から施行する。
- この改正規約は、2007年5月19日から施行する。
 - この改正規約は、2008年6月14日から施行する。
 - この改正規約は、2009年5月23日から施行する。
 - この改正規約は、2010年10月26日から施行する。
 - この改正規約は、2011年6月4日から施行する。
 - この改正規約は、2016年6月18日から施行する。



2023 年度総会に、会員のみなさまから多くの意見が寄せられました。以下に一部を紹介します。

- 「コミュニティパワーバンク」という名称が決まったときの高揚は、今も忘れられません。これまで多くの団体に貴重な資金を提供してこられた実績に敬意を表します。
- 市民事業の台頭と共に、歴史的な役割を担ってきた「NPOバンク」の灯が一つ消えてしまうことには無条件に寂しさを感じます。
- この度の苦渋の決断は本当に残念です。単純な融資でなく、融資前後も依頼者の事業（活動）に寄り添い、支援するCPBの活動は、まさにまちづくりであったと思います。専門的な部分の多い事業なだけに、ご苦労も多かったことと思います。本当にお疲れさまでした。
- 私は東京CPB の設立に関わりましたので、解散はとても残念です。ただ理事会での2年間の議論の結果の方針であり、異議を唱えるものではありません。一つ提案があります。私も含めてお預けしている出資金ですが返還するのではなく、意義ある事業体に継承していただくように検討していただけないかと思います。東京CPB への出資は、少しでも社会のためになるならと組合員・市民が抛出した意志あるお金なので、なんとかその意志がどこかに引き継がれたらと思う次第です。どうか検討をお願いします。
- 20年間、ありがとうございました。
- 執行部の役員の皆様のご決断に敬意を表します。
- 21世紀型地域機能づくり構想の実現に夢をさせ、実際、地域にさまざまな機能をつくりだしてきました。CPB はその中でも大きな役割を果たしてきたと思います。拠点の設立時に融資頂きました。あの時のあのお金のおかげで、今の私たちがあります。お疲れ様でした。
- 20年の歴史をとじる決断…賛同はしたいと思いますが、CPB の意志を皆で受け継いでいきたいですね。全国の金融機関にCPBを知ってほしい！理事の皆様は改めて敬意と感謝を。
- 長い間のご活動の労を称えます。時代の役割を十分に担っていただいたと感謝いたします。
- 永年にわたりNPOバンクの灯を絶やさずに続けてこられた努力に、心から敬意を表します。20年間続ける、というのは並大抵のことではないと思います。バンク連の事務局としても、バンク連の屋台骨となって支えていただきました。東京CPB の存在がなかったら、バンク連もここまで続けられなかったでしょう。

おわりに

この二十年、お金という道具をとおして、市民と意義ある地域事業を結び役割をさせて頂きました。花ばなの間を飛び交い受粉をたすけるハナアブのように動き、事業が実を結ぶのを見るのはとても楽しいことでした。

乳幼児一時預かり所、路上生活者の共同住宅、高齢者デイサービス、グループホーム、少年サッカークラブのグラウンド整備、コミュニティレストラン、パン屋、再生可能エネルギー普及のための研究調査、生活困窮者の生活再生・就労支援、障がい者就労継続支援、多世代の共同住宅、高齢者への配食サービス、グリーンツーリズムプログラム作成、リユースリサイクルショップ新設などに、東京CPBを経由して市民のお金が生かされました。

私の胸には、各地でひたむきに事業に取り組む方々の姿が浮かんできます。

一方、市民が金融という分野に関わることはこの国のタブーであつたらしく、期せずして多くの障害に立ち向かうことになりました。仲間たちと一つひとつ乗り越えてきた東京CPBの歳月は、さまざまな課題解決に取り組む各地の事業者、活動家の皆さんと重なるものだったと思います。

多くの方に助けていただきましたが、これまでに亡くなられた方もありました。

設立から理事として多くのNPOとつながり、まちづくりを教示くださった都市プランナーの林泰義さん、NPO 税務会計の専門家と公認会計士の赤塚和俊さん、北海道NPOサポートセンターおよび北海道NPOバンクの元事務局長北村美恵子さん、NPOバンクと行政、企業をつなごうと奔走してくださった（特非）A S E E D J A P A N の元代表土谷和之さん、そして、多忙を極めるご本業の傍らNPOバンクの一番の苦境を救ってくださったお二人の若き弁護士、大毅さん、木下方暁さん、この方々のご冥福を祈り、ご厚情とご尽力への感謝とともに小誌を捧げたいと思います。

東京CPBはここで幕を閉じますが、いつか若い皆さんが、私たちのささやかな経験を生かしてくださいことを願っています。

東京CPB事務局長 坪井真里



東京CPB20周年記念誌
わたしのお金がわたしの地域でまわる

発行日 2024年6月1日
発行 東京CPB 一東京コミュニティパワーバンカー
住所 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル5F

発行部数 1000部